

# 安全設備規則検査要領

安全設備規則検査要領

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 11 月 30 日 達 第 74 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 11 月 30 日 達 第 74 号  
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 4 編 航海設備

### 改正その 1

## 2 章 航海設備

### 2.1 航海設備

#### 2.1.1 磁気コンパス

-1.(1)(a)中，「国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外の船舶」を，「総トン数 500 トン未満（国際航海に従事する船舶にあつては総トン数 150 トン未満）の船舶」に改める。

-1.(1)(b)中，「国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶以外の船舶」を，「総トン数 500 トン未満（国際航海に従事する船舶にあつては総トン数 150 トン未満）の船舶」に改める。

-1.(3)(a)を次のように改める。

- (a) 操舵磁気コンパスと同様の目的に使用することができるジャイロコンパスであつて，次の条件を満たすものを備え付けている場合。ただし，**(1)(a)**により標準磁気コンパスを省略する場合を除く。
  - i) 規則 4 編 2.1.2-1.により備えられるジャイロコンパス以外のものであること。
  - ii) 主電源装置及び非常電源装置からの給電が停止した場合に用いられる，追加の電源（蓄電池等）を備えるものであること。

-1.(3)(b)を削る。

-1.(3)(c)及び(d)を、それぞれ(b)及び(c)に改める。

## 附 則 (改正その1)

1. この達は、2007年1月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。  
\*建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.2)に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29(Rev.2)

#### 英文 (正)

Unless specified otherwise:

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of sister vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder.  
For the purpose of this Procedural Requirement, a “series of sister vessels” is a series of vessels built to the same approved plans for classification purposes, under a single contract for construction. The optional vessels will be considered part of the same series of sister vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.

#### Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Sister vessels may have minor design alterations provided such alterations do not affect matters related to classification.
4. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.

#### 仮訳

特に規定しない限り、

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使による同型シリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、同型シリーズ船とは、船級要件において、1つの契約書に記された同じ承認図面によって建造される船舶をいう。オプションによる建造予定船は、同型シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、同型シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。

#### 備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 同型船は、船級要件を満足することを条件に、若干の設計変更を認められる。
4. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。

## 2 章 航海設備

### 2.5 試験

2.5.2 として次の1条を加える。

#### 2.5.2 造船所等における試験

規則4編2.5.2の適用については、次による。

- (1) 「船橋又は船橋の近傍」とは、船橋ウイング、操舵室、無線機器等の通信装置が設置された区画及び受送信アンテナの中心から半径5mの球の内部をいう。
- (2) 「すべての電気及び電子機器」とは、国際電気標準会議規格IEC60533(1999)の附属書C.2.1項に掲げる機器（造船所又は船主により支給される携帯型機器を除く。）を標準とする。
- (3) 次に掲げる機器については、船上における電磁両立性の確認試験を要しない。
  - (a) 鋼船規則D編18.7.1に定める試験に合格した自動制御及び遠隔制御機器
  - (b) 電磁妨害を引き起こすおそれがないことが証明されている機器
  - (c) 電磁妨害を引き起こさないよう対策（フィルター、シールド等）が講じられている機器

#### 附 則（改正その2）

1. この達は、2007年1月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。